ベイコムでんき　電気料金メニュー約款
新旧対照表

2024 年 8 月 1 日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点
・小売電気事業者の変更

2. 電気料金メニュー約款（ベイコムでんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	2024 年 4 月 1 日改定 媒介事業者：株式会社ベイ・コミュニケーションズ 取次事業者：株式会社エネクスライフサービス 小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	2024 年 8 月 1 日改定 媒介事業者：株式会社ベイ・コミュニケーションズ 取次事業者：株式会社エネクスライフサービス 小売電気事業者：九州電力株式会社
第 1 条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙 1 で定めるベイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙 1 で定めるベイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。
第 4 条 第 1 項	1. ベイコムでんき　基本プラン (3) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	1. ベイコムでんき　基本プラン (3) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。
第 4 条 第 2 項	2. ベイコムでんき　バリュープラン (3) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力	3. ベイコムでんき　バリュープラン (3) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力

	量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

ベイコムでんき・マンション共用部版　電気料金メニュー約款
新旧対照表

2024 年 8 月 1 日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点
・小売電気事業者の変更

2. 電気料金メニュー約款（ベイコムでんき・マンション共用部版）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	2024 年 4 月 1 日改定 媒介事業者：株式会社ベイ・コミュニケーションズ 取次事業者：株式会社エネクスライフサービス 小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	2024 年 8 月 1 日改定 媒介事業者：株式会社ベイ・コミュニケーションズ 取次事業者：株式会社エネクスライフサービス 小売電気事業者：九州電力株式会社
第 1 条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社）といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙 2 で定めるベイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社）といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙 2 で定めるベイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。
第 4 条 第 1 項	1. ベイコムでんき　法人・共用部(従量電灯 A) (3) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	1. ベイコムでんき　法人・共用部(従量電灯 A) (3) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。